

I 小規模事業者経営改善資金

【通称: マル経融資】

資金のお使いみち	運 転 資 金	設 備 資 金
ご 融 資 限 度 額	2,000万円	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利 率	特別利率F	
そ の 他	●保証人・担保は不要です。 ●ご利用にあたっては商工会会長の推薦が必要です。	

【通称: コロナマル経融資】

資金のお使いみち	運 転 資 金	設 備 資 金
ご 融 資 限 度 額 (別枠)	1,000万円 (別枠)	
ご返済期間 (うち据置期間)	20年以内 (5年以内)	
利 率	当初3年間: 特別利率F -0.9% 4年目以降: 特別利率F	
そ の 他	●保証人・担保は不要です。 ●ご利用にあたっては商工会会長の推薦が必要です。	

※返済期間・据置期間・利率は時勢により変更があります。詳しくは商工会までお問合せ下さい。

ご利用いただける方

商工会の経営指導を受けている方で

1. 従業員数
常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業
〈宿泊業および娯楽業を除く〉の場合5人以下)であること
2. 税金完納 (所得税(法人税)、事業税、住民税)
3. 6ヵ月以上、商工会の経営指導を受けていること
4. 最近1年以上同一商工会の地区内で事業を営んでいること

以上の条件を満たしている方です。

お申込みに必要なもの

- 個人営業の方
 - 前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - 所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書
- 法人営業の方
 - 前期・前々期の決算書および確定申告書(控)
 - 決算6ヵ月以上経過の場合は最近の試算表
 - 所得税、事業税、法人住民税の領収書または納税証明書

※設備資金のお申込については見積書、カタログなどが必要となります。

ご利用の手続きは簡単です

- ①商工会へご相談、お申込ください。
- ②商工会から日本政策金融公庫へ推薦いたします。
- ③日本政策金融公庫からご融資いたします。



※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

上記に加え、コロナマル経融資は

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
- ②債務負担が重くなっている方

お申込み先 / 京丹後市商工会

ご融資機関 / 日本政策金融公庫舞鶴支店 国民生活事業

II 日本政策金融公庫

【一般貸付】 **ご利用いただける方**

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用いただけます。
(金融業・投機的事業・一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用になれません)

資金のお使いみち	運 転 資 金	設 備 資 金	特 定 設 備 資 金
ご 融 資 限 度 額	4,800万円		7,200万円
ご返済期間 (うち据置期間)	5年以内 【特に必要な場合は7年以内】 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	20年以内 (2年以内)
利 率	基準利率 ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。		
保証・担保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。		

※上記の返済期間を超えるお取り扱いをご希望の場合は窓口でご相談ください。

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】 **ご利用いただける方**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 次のいずれかに該当する方
 - (1) 最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
 - (2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - ア. 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
 - イ. 令和元年12月の売上高
 - ウ. 令和元年10月から12月の平均売上高
2. 債務負担が重くなっている方

国民生活事業		
ご 融 資 限 度 額 (別枠)	8,000万円 (別枠)	
ご返済期間 (うち据置期間)	運 転 資 金 20年以内 (5年以内)	設 備 資 金 20年以内 (5年以内)
利 率 (年)	6,000万円以内の部分 当初3年間: 基準利率 -0.9% 4年目以降: 基準金利	6,000万円を超える部分 基準利率
保証・担保	担 保: 無担保 保 証: お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

【日本公庫ダイレクト】

日本公庫ダイレクトは、日本政策金融公庫がインターネットで提供するサービスを無料でご利用いただける**会員専用サイト**です。

https://direct.jfc.go.jp/w000_TopB



日本公庫ダイレクトでできること

- ・オンラインで取引状況の確認や各種証明書の入手が可能
- ・日本公庫への来店予約や融資に関するお問合せ、借入のお申込がネットで簡単に

融資相談日(日本政策金融公庫担当による)

隔週水曜日に京丹後市商工会(峰山本所)にて、日本政策金融公庫の出張相談窓口を開設しています(一部オンライン相談)。※完全予約制。融資のご相談がある方は必ず事前予約を行ってください。限られた時間(1時間)での相談となりますので、自社の情報、近況、希望融資金額、資金用途等簡潔に話せるようにご準備をお願いします。

融資相談日にご準備いただきたいもの(例)

- ・決算書直近2期分(※創業相談の方は創業計画書)
 - ・月別試算表(売上、仕入、経費等まとめたもの)
 - ・資金用途の根拠(見積書等)
- ※融資に関する事前相談や創業、経営に関する相談は京丹後市商工会で随時受け付けておりますのでお気軽にお問合せください。

お問合せ先 / 日本政策金融公庫舞鶴支店 国民生活事業

☎0570-061435 (ナビダイヤル)

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする

京丹後市商工会

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1 TEL.0772-62-0342 FAX.0772-62-3553

大宮支所/TEL.68-0038 網野支所/TEL.72-1863 丹後支所/TEL.75-2222 弥栄支所/TEL.65-3137 久美浜支所/TEL.82-0155

<https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp> ☑ kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp



Ⅲ 伴走支援型経営改善おうえん資金

コロナ禍の影響により積み上がった債務の借換需要並びに事業好転の契機となり得る前向きな取組に対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や収益力の改善を図ります。

融資対象となる方	<p>◆京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者、組合、特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている方で、以下のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方</p> <p>(1)セーフティネット保証4号に係る市町村長の認定を受けた方 (2)セーフティネット保証5号に係る市町村長の認定を受けた方 (3)以下のいずれかに該当する方</p> <p>ア 最近1箇月間の売上高が前年同月比で5%以上減少している方 イ 売上高総利益率又は売上高営業利益率(以下「利益率」という。)について、以下のいずれかの要件を満たす方 (ア)最近1箇月間の利益率が前年同月の利益率と比較して5%以上減少していること (イ)最近1箇月間の利益率が直近決算の利益率と比較して5%以上減少していること (ウ)直近決算の利益率が直近決算前期の利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>《中小企業者》 ◎ 法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎ 個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《組合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>※ 京都府税・京都市税(京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ)の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の遅延の場合は、この限りでない。</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆資金使途: 運転資金、設備資金 ◆融資期間: 10年以内(必要に応じ、5年以内の据置可) ◆返済方法: 元金均等月賦返済(融資期間が1年以内の場合に限り、一括返済可)</p>
融資利率 及び信用保証料率 (国補補助)	<p>◆融資利率: 融資対象(1)～(3)共通 年1.1%(固定金利) ◆保証料率: 融資対象(1)及び(2)の方 年0.2% 融資対象(3)の方 年0.2～1.15% ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。</p>
融資限度額	<p>◆1億円(一般保証枠・セーフティネット保証枠とも、無担保の限度額は8,000万円)</p>

担保保証人	<p>◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する(ただし、法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は原則徴求しない) 代表者についても一定要件(①法人・個人分離、②資産超過であること)を満たせば不要</p>
受付機関	<p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北部信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫</p>
取扱期間	<p>◆令和3年4月1日～令和6年3月31日保証申込受付分</p>

※ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

Ⅳ 京都府経営改善おうえん支援金

京都府では、コロナ禍の長期化や物価高騰などの影響を受け、厳しい経営状況の中で「伴走支援型経営改善おうえん資金」の融資を受けて自社の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者を応援するため、支援金を支給します。さらに、金融機関と商工会・商工会議所等が一体となり、経営改善に向けた取り組みを伴走支援します。

支給対象者	<p>令和5年4月1日から令和6年1月31日までの間に「伴走支援型経営改善おうえん資金(※)」(以下、「該当融資」という。)の融資実行を受けて自発的に経営改善に取り組む事業者 ※金融機関が中小企業者に対して継続的に伴走型の支援を行う融資制度</p>
支援額	<p>10万円(ただし、該当融資を受ける際に支払った信用保証料の額を上限とする。)</p>
支給要件	<p>令和5年4月1日から令和6年1月31日の間に、該当融資実行を受けて、以下のすべてに同意して、自社の経営改善に取り組む方</p> <p>(1)自らローカルベンチマーク(ロカベン)を作成し自社の経営状況を分析すること。 (2)ロカベン及び財務諸表(※)を提出し、金融機関、商工会・商工会議所、信用保証協会等で共有することに同意すること。</p> <p>※直近決算期の貸借対照表、損益計算書(以上必須)、キャッシュフロー計算書 (3)上記資料等の分析の結果、金融機関と商工会・商工会議所等が一体となり経営支援を行う「金融・経営一体型支援事業」により経営改善に取り組むこと。</p>
申請方法	<p>WEB又は郵送</p>
申請受付期間	<p>令和5年4月12日(水)から令和6年1月31日(水)</p>

【教育資金のご融資(国の教育ローン)】



ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収(所得)が次表の金額以内の方

扶養する お子さまの人数	給与所得者(事業所得者)
1人	790万円(600万円)
2人	890万円(690万円)
3人	990万円(790万円)

※世帯年収(所得)には世帯主のほか、配偶者等の収入(所得)も含まれます。
※今年の世帯年収(所得)が上記の金額以内となる見込みのある方
(【一定の要件】に該当することになる方を含む)はご利用いただける場合があります。
※ご親族などでもご利用いただける場合があります。

(注1)「扶養するお子さまの人数」とは、お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。
(注2)4人以上の上限についてはお問合せください。
(注3)お子さまが2人以内で一定要件を満たす方や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて世帯収入(所得)が減少している方については、世帯年収上限額の緩和があります。

ご融資額

お子さま1人につき **350万円以内**
※一定要件に該当する場合は、上限450万円まで(ご融資限度額内で重複してご利用が可能です。)

ご返済期間

18年以内

利率

年**1.95%**
(令和5年6月1日現在)

交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得132万円)以内の方または扶養するお子さまの人数が3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方については、金利▲0.4%(固定金利・保証料別)。
※詳しい制度の内容やご利用については日本政策金融公庫の支店窓口までお問合せください。

お問合せ先 / 日本政策金融公庫舞鶴支店 国民生活事業 ☎0570-061435 (ナビダイヤル)